

令和3年9月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和3年9月7日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学に係る協議）
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学の承諾）
 - ③ 承認第3号 専決処分の承認について（区域外就学の承諾）
 - ④ 承認第4号 専決処分の承認について（校区外就学の承認）
 - ⑤ 承認第5号 専決処分の承認について（天然記念物の指定解除）
 - ⑥ 議案第1号 令和3年度教育委員会関係予算案（9月補正）について
 - ⑦ 議案第2号 令和2年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

- 5 協議事項

- 6 報告事項
 - ① 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
 - ② 始業式の児童生徒の出席状況について

- 7 その他
 - ① 保育所等訪問について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

承認第2号

専決処分の承認について

区域外就学申請の承諾について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

区域外就学申請の承諾について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年8月20日

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項の規定に基づき、令和3年8月2日付け3四教学第312号により高知市教育委員会に協議し、令和3年8月17日付け3高教青事第326号により回答があった区域外就学については、次のとおり承諾する。

- 1 児童生徒名 ●● ●● ●学校 第●学年
- 2 保護者氏名 ●● ●●
- 3 住民登録地 高知市●●●●●●●●
- 4 就学指定校 ●●●学校
- 5 就学希望校 ●●●学校
- 6 期 間 令和3年●月●日 ~ 令和4年3月31日
- 7 事 由 区域外就学基準 ● ●●●●●●●
- 8 専決処分を行った理由

●●●、できるだけ早期に承諾する必要があったため。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参 考

○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

(区域外就学等)

第 9 条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

参 考

四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱 (平成 18 年教育長訓令第 6 号) 抜粋

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和 28 年法律第 340 号）第 9 条に規定する区域外就学に関して、その円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(区域外就学)

第 2 条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、他市町村に住所を有する児童生徒の保護者から四万十町立の小学校又は中学校に区域外就学を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承諾を得たときは、当該児童生徒の区域外就学を承諾することができる。

(申請)

第 3 条 前条の規定により、区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、区域外就学申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(区域外就学の協議)

第 4 条 教育委員会は、前条に規定する申請書等を受理したときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、住民登録地の市町村の教育委員会に区域外就学の協議書を送付し協議する。

(区域外就学の承諾通知)

第 5 条 教育委員会は、前条の協議が成立したときは、当該保護者に区域外就学通知書（様式第 2 号）を交付し、該当学校長にその旨を通知するものとする。

別表（第2条関係）

区域外就学基準

No	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転出	四万十町から転出したが、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中全学年	当該学年の終了まで	・区域外就学協議書
2	住居建築中	住居の建替えのために一時的に町外へ居所を変更する場合	小・中全学年	住居の完成まで（原則6か月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類
3	転入予定	四万十町へ転入予定で、事前に転入住所地の校区の学校に就学を希望する場合	小・中全学年	転入日まで（原則6か月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書、売買契約書、賃貸借契約書等転入が確認できる書類
4	住民異動手続を伴わない転入	住民票が四万十町以外で町内に居住する場合	小・中全学年	住民基本台帳への記録が行われるまでの期間	・居住証明書又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により区域外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中全学年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	その他事情	No.1から5までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合	小・中全学年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・事由要件による。

承認第3号

専決処分の承認について

区域外就学申請の承諾について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

承認第4号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和3年8月24日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更 新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

承認第5号

専決処分の承認について

四万十町天然記念物の指定解除について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町文化財保護条例第35条第1項に基づく四万十町天然記念物の指定解除について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年8月31日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町天然記念物の指定解除について

令和3年8月25日付けで四万十町文化財保護審議会に諮問したこのことについて、同日付けで異議がない旨の答申があったので、四万十町文化財保護条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり四万十町天然記念物の指定を解除する。

- 1 四万十町天然記念物の指定を解除する記念物 「お雪椿」
- 2 解除する理由

四万十町影野の国道56号線沿いにある「お雪椿」は、昭和41年5月に町天然記念物に指定したが、平成16年6月に本県を直撃した台風6号により2本のうち1本が根本から倒れ、残る1本も枯死状態で台風等により倒れる可能性があり、また影野地区からも安全面から伐採したいとの希望があったため。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参考

四万十町文化財保護条例（平成 18 年条例第 179 号）抜粋

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び高知県文化財保護条例（昭和 36 年高知県条例第 1 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、四万十町の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を図り、もって町民の文化の向上に資することを目的とする。

第 2 章 町保護有形文化財

（指定等）

第 4 条 教育委員会は、町の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを四万十町保護有形文化財（以下「町保護有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、第 47 条に規定する四万十町文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町保護有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第 5 条 教育委員会は、町保護有形文化財が、町保護有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 町保護有形文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定若しくは県条例の規定による県保護有形文化財の指定があったとき、又は町保護有形文化財が町の区域内に存しなくなった場合には、当該町保護有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第 2 項の規定において準用する前条第 4 項の規定による町保護有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに町保護有形文化財の指定書を教育委員会に返還しなければならない。

第 5 章 町史跡名勝天然記念物

（指定）

第 34 条 教育委員会は、町の区域内に存する記念物のうち重要なものを四万十町史跡、四万十町名勝又は四万十町天然記念物（以下「町史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 前項において準用する第4条第4項の規定により通知する場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合又は町史跡名勝天然記念物の所有者が判明しない場合は、教育委員会は、告示をもって、同項の規定による通知に代えることができる。この場合においては、その告示の日から2週間を経過したときに同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第35条 教育委員会は、町史跡名勝天然記念物が町史跡名勝記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 町史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例の規定による県史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該町史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項及び前条第3項の規定を、前項の規定による指定の解除には、第5条第4項及び前条第3項の規定を準用する。

第7章 四万十町文化財保護審議会

(設置及び任務)

第47条 教育委員会に、四万十町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。
- 3 審議会は、文化財施設の管理運営について審議し、それに必要な調査及び研究を行うものとする。

議案第1号

令和3年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

令和3年度教育委員会関係予算案（9月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第2号

令和2年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

地方教育行政の組織と運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和2年度の四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価を、別添「四万十町教育委員会の自己点検・自己評価報告書」のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和3年9月7日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

